

諏訪広域連合地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和4年（2022年）4月

諏訪広域連合

■目次

1. 背景	2
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な要因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

諏訪広域連合においても、業務中における取組のほか、再生可能エネルギーを導入している電力供給会社との契約など地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

（1）目的

諏訪広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「諏訪広域連合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、諏訪広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

諏訪広域連合事務事業編の対象範囲は、諏訪広域連合の全ての事務・事業とします。

対象施設は、救護施設ハヶ岳寮、諏訪広域消防（１本部６署２分署）とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

諏訪広域連合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第２条第３項に掲げる７種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。

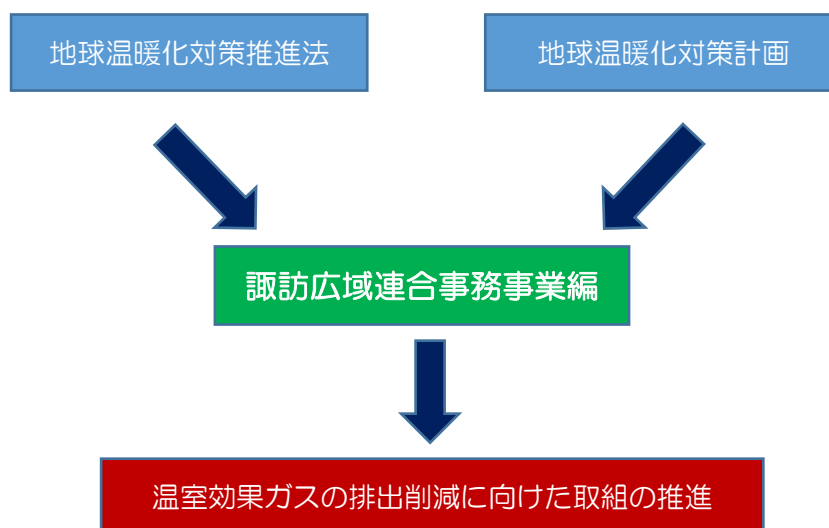
(4) 計画期間

本計画の期間は、2022（令和４）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とします。また、計画開始から５年後の2026年度に、計画の見直しを行います。ただし、この間の社会情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

項 目	年 度								
	2015	・・・	2022	2023	2024	2025	2026	・・・	2030
期間中の 事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度
計画期間									

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

諏訪広域連合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づく地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策計画等に基づき策定します。

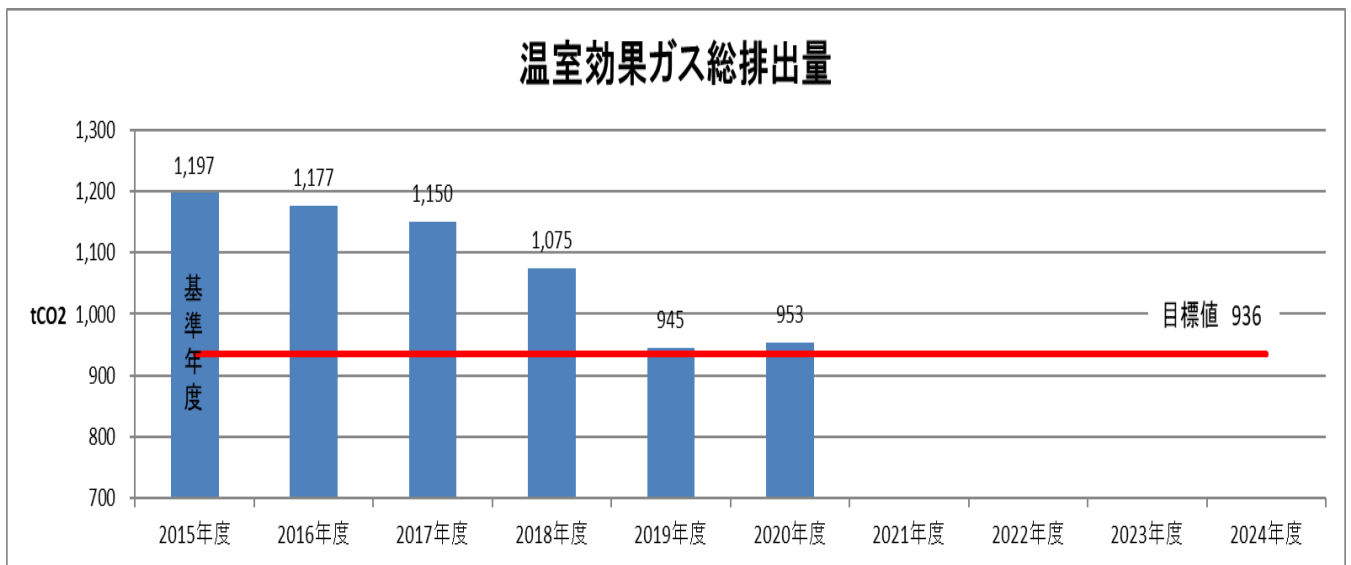


諏訪広域連合事務事業編の位置付け

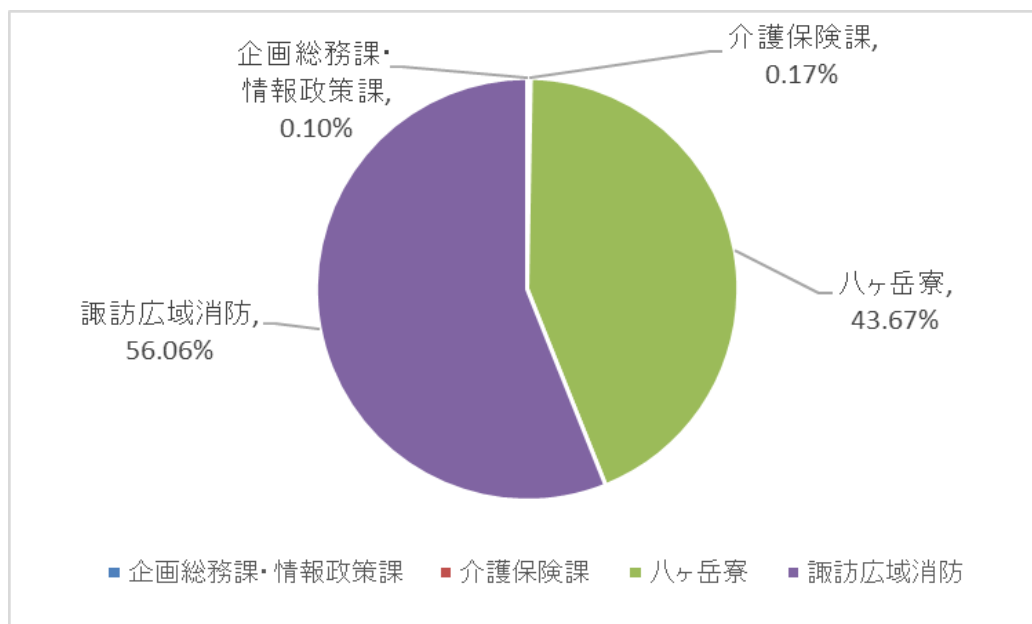
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

諏訪広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2015（平成 27）年度において、1,197t-CO₂ となっています。

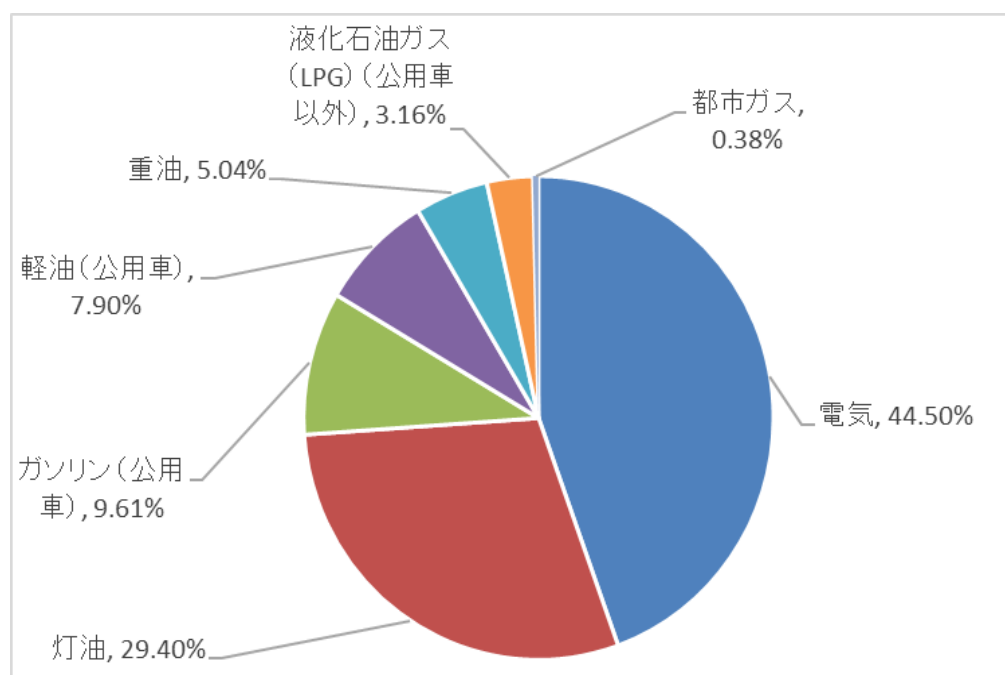


諏訪広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2015年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 45%（企画総務課・情報政策課、介護保険課除く）を占め、次いで灯油 29%（企画総務課・情報政策課、介護保険課除く）、ガソリン（公用車）10%、軽油（公用車）8%、液化石油ガス（LPG）（公用車以外）3%、都市ガス 1%未満となっています。



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2015 年度）

（2）温室効果ガスの排出量の増減要因

諏訪広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

消防業務に伴う火災、救急等の災害対応件数、活動時間の増加
救護施設の増床
記録的猛暑、寒波に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

パソコン等を使用しない時間帯における、スリープモードの活用
庁舎の統廃合、老朽化した設備の更新等によるエネルギー消費量の削減
職員の環境問題への理解と取り組みの推進

4. 温室効果ガスの排出削減目標

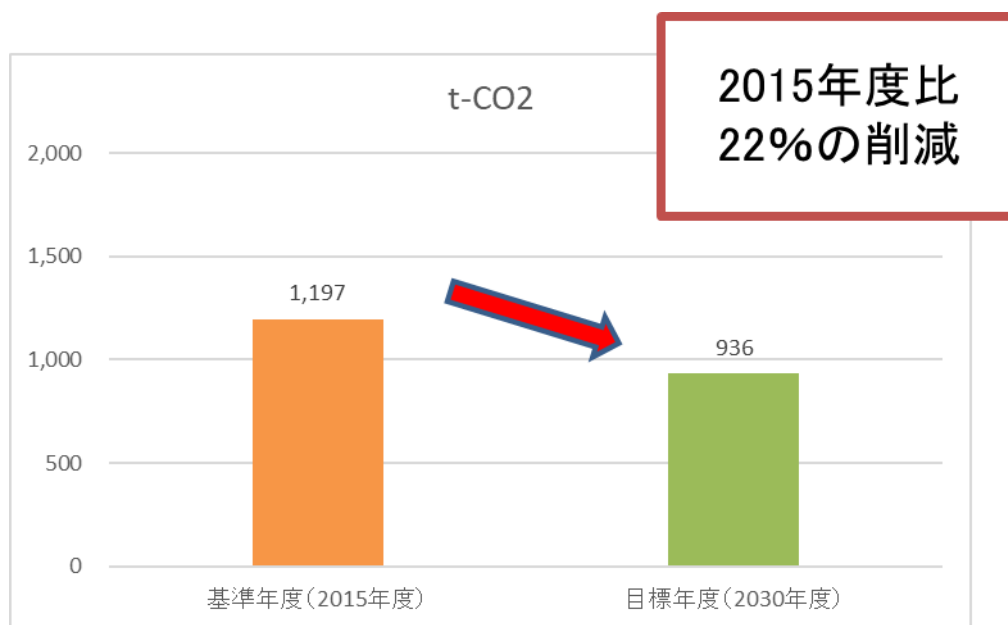
(1) 目標設定の考え方

諏訪広域連合の管理施設の 9 割を占める消防施設の一元管理を行うこととなった 2015 年度を基準年度とし、地球温暖化対策計画等を踏まえて、諏訪広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。ただし、諏訪広域連合の性質上、24 時間対応の救護施設ハケ岳寮、広域消防の現場活動については住民サービスの低下を招かないよう削減に努力します。

目標設定については、現状維持分を除く CO₂ 排出量に対し、建築物削減ポテンシャル推計ツール【手法 2】により算出した 22%以上削減を目指します。目標年度までに施設の統廃合、改修を行うときは、本計画の主旨に沿って、温室効果ガスの排出削減が更に進むことを前提とした業務執行を行います。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2015 年度）比で **22%以上削減**することを目標とします。



温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

施設灯・防犯灯のLED化を進めます。

雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

諏訪広域連合グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。

「E S P（エネルギー・サービス・プロバイダー）事業者を通じて新電力会社を機会あるごとに見直し、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

④ 再生可能エネルギーの導入

バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

大規模施設修繕に合わせて各施設に太陽光発電等の導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等に取り組みます。

- ・空調（冷暖房）機の適正な温度管理（冷房 28 度、暖房 20 度程度）に取り組みます。あわせてクールビズ、ウォームビズに取り組みます。

- ・庁舎内の不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。また、空調機器等のフィルター等こまめな清掃に取り組みます。
- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・公用車の利用を控え、公共機関の利用の検討に取り組みます。公用車を利用する場合はエコドライブに取り組みます。
- ・コピー用紙等の使用量の抑制に取り組みます。印刷は最低限とし、Web回覧等を活用します。ミスプリントを避けるためプレビューを活用する等心掛けます。
- ・ごみの削減に取り組みます。シュレッダーの使用は個人情報を含む文書と機密文書に限定するなど、資源物への分別に取り組みます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

諏訪広域連合事務事業編を推進するために、「諏訪広域連合地球温暖化対策委員会」を設けます。また、各課及び各署所に「地球温暖化対策推進責任者」を配置し、取組を着実に推進します。

① 諏訪広域連合地球温暖化対策委員会

事務局長を委員長、消防長を副委員長とし、各課及び各署所の地球温暖化対策推進責任者（各課・寮・署長）で構成します。諏訪広域連合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

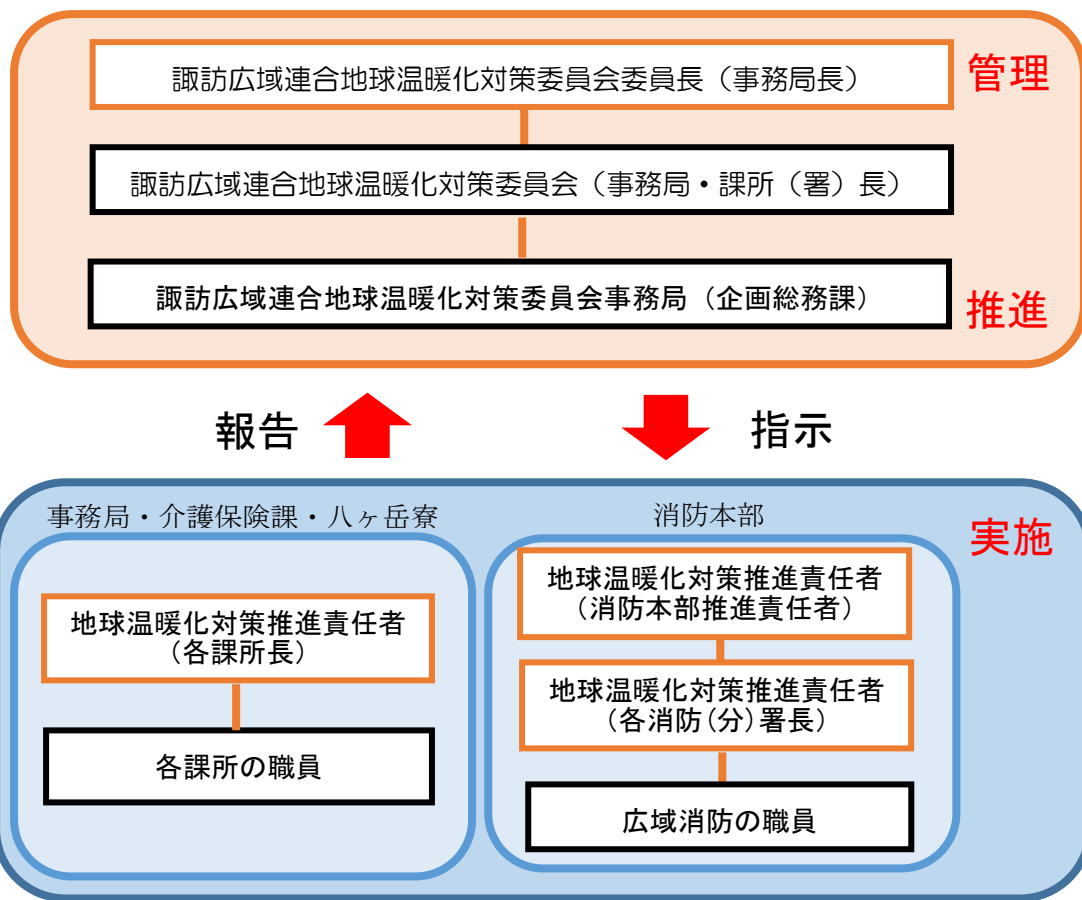
② 諏訪広域連合地球温暖化対策委員会事務局

企画総務課で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各署所の実行状況を把握するとともに委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課・寮・署長を地球温暖化対策推進責任者とします。

消防本部は総務課長を消防本部推進統括責任者とし、消防署所全体を取り纏めます。各課及び各署所において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。



諏訪広域連合事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

諏訪広域連合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、諏訪広域連合事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

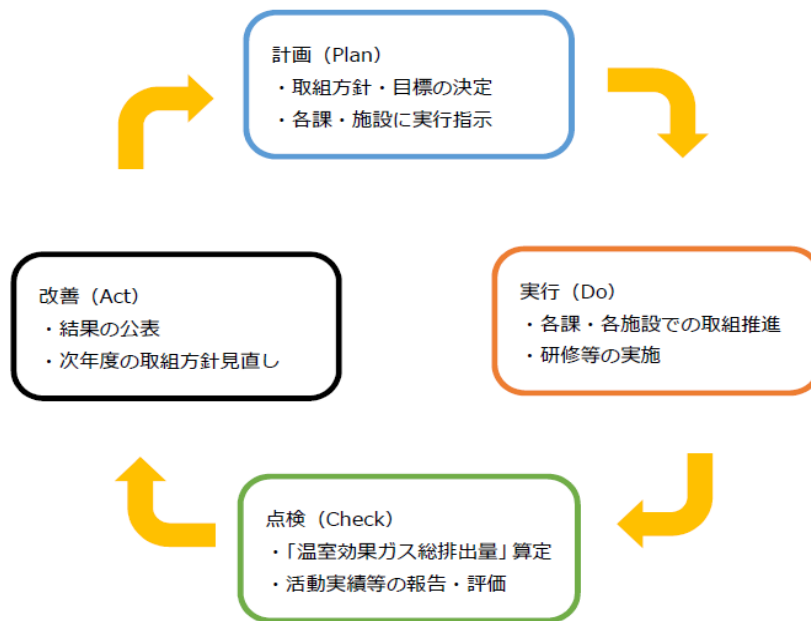
① 毎年の PDCA

諏訪広域連合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要に応じて諏訪広域連合事務事業編の改定を行います。



毎年のPDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

諏訪広域連合事務事業編の進捗状況は、諏訪広域連合のホームページ等で毎年公表します。